

引用は後者による）

*野口実③『鎌倉の豪族I』（かまくら春秋社一九八三・1）

*野口実④「中世初期相模国における武士団の存在形態―特に波多野・山内首藤両氏の特異性について―」（史正会創立十周年記念『日本古代・中世史論集』史正会一九八〇・10。『坂東武士団の成立と発展』弘生書林一九八二・12再録。引用は後者による）

*野口実⑤「承久の乱と三浦一族」（三浦一族研究三、一九九九・5）

*橋本正俊「源氏濫觴の物語―十七世紀、多田院周辺―」（『いくさと物語の中世』汲古書院二〇一五・8）

*服部幸造『源平闘諍録』の頼朝伊豆流離説話」（福井大学国語国文学二七、一九八八・4。『語り物文学叢説―聞く語り・読む語り―』三弥井書店二〇〇一・5。引用は後者による）

*早川厚一「頼朝伊豆流離説話の考察」（松尾章江編『文化現象としての源平盛衰記』笠間書院二〇一五・5）

*福田晃①「頼朝伊豆流離説話の生成―平家物語・曾我物語より―」（国語と国文学一九六六・6。『軍記物語と民間伝承』岩崎美術社一九七二・1再録。引用は後者による）

*福田晃②「頼朝伊豆流離説話の生成―平家物語・曾我物語より―」（国語と国文学、一九六六・6。『軍記物語と民間伝承』岩崎美術社一九七二・1再録。引用は後者による）

*眞野須美子『源平闘諍録』の頼朝伊豆流離説話に関する考察」（聖徳学園短期大学国語国文学会文学研究四、一九八八・12）

*三山進「執権北条義時」（『鎌倉將軍執権列伝』秋田書店一九七四・12）

*山崎正「三浦一族の群像から見えてくる義連の生没年―『新横須賀市史』の活用を中心として―」（三浦一族研究一三、二〇〇九・3）

*山本隆志「辺境における在地領主の成立―宇都宮朝綱を中心に―」（『鎌倉遺文研究一〇、二〇〇二・10。『東国における武士勢力の成立と展開―東国武士論の再構築―』思文閣出版二〇二二・2再録。引用は後者による）

〔本稿は、二〇一五年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一つである〕

綱(成綱)を定綱に置き換えたのであろう。○頼朝都に馳せ上つて、

父の敵清盛を打たんと欲ふ。千鶴誕生に際し、平家討滅を祈ったとす

る点は『曾我物語』も同様。妙本寺本『曾我物語』はより詳細に、「歎

下合^{むに}、秩父^(チチ)・足利^(アツカ)・三浦・鎌倉・新田・大胡・千葉・河超・江戸・

笠井・小山・宇津宮・相馬・佐貫の人共に、不^は叶^は憑^て奥州平泉の館の権太

郎秀衡^を為^す頼朝^か果報^の程^を被^けける^に思食、伊藤^は末^の代^の成行^かむ事^をは

為^し凡夫^の身^争可^し知^し」(貴重古典籍叢刊三五頁)として、以下大

番から戻った助親が千鶴を見つける場面に移る。文末に見るように、

『曾我物語』は、共に並び立つはずの北条と伊東の中、北条の末は栄え、

伊東の末は絶え果てることになったその由来を探るために、頼朝伊豆

大菩薩・足柄^柄の大明神・富士浅間^間の大菩薩・二所^二の権現^一・三島の大明神の擁護^二不^レ可^レ有^御疑^一申^二御示^現なり^と」(五五頁)。

【引用研究文献】

* 渥美かをる『平家物語の基礎的研究』(三省堂一九六一・3。笠間書院一九七八・7再刊。引用は後者による)

* 金沢正大「鎌倉幕府成初期に於ける武蔵国々衙支配をめぐる公文所奇人足立右馬允遠元の史的意義(上)」(政治経済史学一五六、一九七九・5)

* 河合正治「執権北条時政」(『鎌倉將軍執権列伝』秋田書店一九七四・12)

* 川合康「武家の天皇観」(『講座前近代の天皇 第4巻 統治的諸機能と天皇観』青木書店一九九五・6。『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房

二〇〇四・10再録。引用は後者による)

* 須藤聡「鎌倉幕府と西毛地域」(『新編 高崎市史 通史編2 中世』高崎市二〇〇〇・3)

* 高尾一彦「淡路国への鎌倉幕府の水軍配置(上)」(兵庫県の歴史七、一九七二・5)

* 多賀宗集「安達盛長」(日本歴史四三〇、一九八四・3)

* 西村聡「百夜通い説話考」(国学院雑誌八六一八、一九八五・8)

* 野口実①「流人の周辺―源頼朝拳兵再考」(『中世日本の諸相 上』吉川弘文館一九八九・4。『中世東国武士団の研究』高科書店一九九四・12再録。

引用は後者による)

* 野口実②「平氏政権下における諸国守護人」(青山学院大学文学部紀要二〇、一九七九。『中世東国武士団の研究』高科書店一九九四・12再録。

流離説話を語るののである。○二所権現・三島明神の御宝殿に秘かに

願書をぞ納められける。二所権現は、箱根権現と伊豆山権現。〈闘〉

では、伊東の館から逃げ出す時、「頼朝の子の敵、伊東入道を打ち取

らん」と言ひ了て、二所権現に精誠を致さる」(巻一上―二三ウ)

二四オ)と記される。また、妙本寺本『曾我物語』にも、二所権現と

三島明神は共に記されることが多い。「若^し有^ら疎略^の義^を、可^レ蒙^二

所^一・三島の大明神・富士浅間^間の大菩薩・足柄^柄明神の御罰^を」(貴重古典籍

叢刊一―二三頁)、「願^は二所^の権現^を、三島の大明神、足柄^柄富士浅間^間の大

菩薩、殊^には^は氏^の大神、我等^に合^し力^を守^せへ^と」(同前二七頁)、「於^こは^は八幡

まことにはさもせぬにや」（日本歌学大系1—16〇（161頁）とあり。共に女性への求愛に悩み苦しんだ例として引く。○兵衛佐は

廿一「艶書の数も重なる間」とあるように、三女との結婚に至るまでには、いささかの時間が経過したと考えられる。とすれば、結婚は、

冒頭の「同じき年の弥生の比」からしばらく後のこと、さらに彼らの子千鶴の誕生はそれから約十ヶ月後となるから、生まれたのは翌仁安三年（一一六八）のこととなる。しかし、この後に、嘉応元年（一一六九）七月十一日、大番役から戻った助親が見た千鶴は、三歳余りであったとある。とすれば、やはり千鶴は、仁安二年（一一六七）の末に生まれたと解することとなる。結局、頼朝が二十一歳の時とは、

頼朝が三女と結婚した年であり、子の千鶴が生まれた年でもあると解することになる。○伊東の三女は十六歳 仁安二年（一一六七）時で、十六歳とすれば、三女は、仁平二年（一一五二）生まれとなる。

○容顔美麗にして、潘岳・玉山に相ひ同じ 潘岳は、潘安仁。美男の誉れ高かった。『和漢朗詠集』「容貌似舅 潘安仁之外甥 氣調如兄 崔季珪之小妹」（旧大系三三三頁）。『和漢朗詠集私注』「潘岳、字、安仁、晋代人也。顔色美ヲ」（『和漢朗詠集古注釈集成』1—三七四頁）。

玉山は、「容姿の美しい喻」（『大漢和辞典』7—七九三頁）。『和漢朗詠集私注』「其酔之姿如玉山。花似雪。孟似霞」（『和漢朗詠集古注釈集成』1—四九八頁）。○形貌端正にして、上界の天童に異ならず 上界は天上界の意。次は、「形色端正」「容顔美麗」があわせて

用いられた例。『楊鳴曉筆』「天竺阿育大王、扶容花と申奉る後の御腹に太子を儲給へり。其眼愛らしくして雪山の俱那羅鳥に似たりければ、鳩那羅太子とぞ申ける。形色端正にして容顔美麗なり」（中世の文学

二二二頁）。○然る間、頼朝思はれけるは、「我当国に流罪せられて、

田舎の塵に交はると雖も……〈延・盛〉「兵衛佐殊ニ悦テ最愛ス。名

ヲバ千鶴トゾ申ケル」（〈延〉卷四—一三八ウ）として、次に三歳の折

大番から戻った助親に見咎められる記事に移る。当該記事は、妙本寺本『曾我物語』の、「情思（ハ）往時（ハ）先祖通跡、旧徒住（キウジ）境ナレハ、古風馥（カクハ）国（キ）蒙テ勅勘（キ）不習日長の住居痛（イタク）心細（コト）斯呼種（カ）の出来ぬる（ヒ）喜（ヒ）」（貴重古典籍叢刊三五頁）に近似する。○此の子

十五に成らん時、伊東・北条を相ひ具して先陣に打たせ…… 妙本寺本『曾我物語』に、「彼（キ）少（ハ）者成（ハ）二十三（ニ）元服（セ）せて、十五（ニ）成（ハ）立（キ）レ（ハ）先（ハ）、相（ハ）具（ハ）伊藤北条（キ）」（貴重古典籍叢刊三五頁）と近似本文有り。

この後、伊東を追い出された頼朝が、北条を頼ることとなる伏線として、「伊東・北条を相ひ具して」を読むことができよう。なお、「兵衛佐は廿一」の注解で見たように、〈闘〉は、千鶴の誕生を仁安二年（一一六七）のこととするようである。とすれば、千鶴が十五歳の時

とは、養和元年（一一八一）のこととなる。この年の閏二月に清盛が死んでいることから、服部幸造は、この後の「父の敵清盛を打たん」とする本文と呼応しているとす（一〇九頁）。但し、「伊東・北条を

相ひ具して先陣に打たせ」からは、清盛の病死ではなく、頼朝が平氏討滅のため挙兵した治承四年（一一八〇）を想定しているとも考えられよう。○定綱・盛長を指し廻らし、東国の勢を招き 妙本寺本『曾我物語』に「盛長盛綱（ハ）為（レ）使（ト）、打（キ）廻（キ）、東八ヶ国（ハ）」（貴重古典籍叢刊三五頁）とある。ここは、注解「定綱は苟くも宇多天皇の後胤、近

江源氏の最中なり」で見たように、盛長と盛綱（成綱）との組み合わせで記す『曾我物語』の形が古態と考えられる。〈闘〉の場合は、盛

十四世紀初期の〈鬪〉が成立する頃には、頼朝流人時代の成綱の功績は奪われ易い条件にあったと考える（全注鬪 上―一四一頁）。○
 況や君は六孫王の苗裔、八幡殿四代の末葉 助親は、家格からしても、我々の申し出であったとしても断れないはず。ましてや、頼朝様は、六孫王経基の後胤で、八幡殿義家から数えると為義、義朝、頼朝に至る四代の子孫だの意。なお、川合康によれば、足利將軍家の時代になると、「河内源氏の嫡流を主張すると同時に、さらに遡って摂津源氏・河内源氏・大和源氏などの清和源氏全体の祖にあたる源満仲まで、自己の先祖として積極的に取り込んでいく動きを示す」（二六五頁）というように、経基ではなくその子の満仲が意識されていくという（他に、橋本正俊五三四―五三七頁）。○定綱只今の俗姓の沙太、無益なり。計らふ所も荒義なり 定綱による盛長と定綱の素性に関わる説明や、頼朝の申し出をもし助親が断るようなことがあったならば、我々が助親の三の姫を奪い取って参りましょうとの申し出に対し、頼朝は、「無益」「荒義」（乱暴だ）として撥ね付ける。家臣をたしなめ、冷静に考え慎重に振る舞おうとする頼朝像を描く。○和殿原と我が身とは時に依つて本秩なり。当時に於いては詮無し 「本秩」の用例未詳。「秩」には、「物事の順序、次第、位、官職」の意がある。ここは、お前達や我身とは、場合によっては氏、素姓というのは大事なことであろう。しかし、現在においてそのようなことを言い募っても仕方ないの意か。○彼方の身親しき女に附けて度々此れを遣はずと雖も、敢へて以て之を用ゐず 三女に親しく仕える女房に恋文を託して何度も遣わしたけれども、三女は一向に取って見ることもしない。こうした趣向は王朝物語によく見られる。○昔、業平の中将、二条の后に

心を通はして、何度か思ひ勞ひし 二条の后は、藤原長良の娘高子。業平との恋物語は、『伊勢物語』の三―六段にかけて物語られる。『伊勢物語』には、清和天皇の后となったため会えなくなった二条の后への業平の思いを歌った歌が記されている。○『百夜の楊の端墻、千束生ふる錦木』と云ふ事有り 「百夜の楊の端書」は、『奥義抄』に、「問云、このしぢのはしがきはいかなることぞ。答云、如彼歌諷譏ば、むかしあやくなる女をよばふをとこありけり。志あるよしをいひければ、女心みむとて、きつゝ物いひけるところにしぢをたてゝ、これがうへにしきりて百夜ふしたらむ時、いはむことはきかむといひければ、をとこ雨風をしのぎてくるればきつゝふせりけり。しぢのはしにぬる夜の数をかきけるをみれば、九十九夜に成りけり。あすよりは何事もえいなびたまはじなどいひかへりにけるに、親の俄にうせにければその夜えいかず成りにけるに、女のみてやれりける歌也。是は或秘蔵の書にいへりとはべれど、たしかにみえたることなし」（日本歌学大系1―三三五頁）とあり。この説話は能「通小町」の素材となっている。「楊の端書き」説話の展開については、西村聡論文参照。「千束生ふる錦木」は、『俊頼髓脳』に、「錦木とは陸奥国に、をとこ女をよばゝむと思ふ時、消息をやらで、たき木をこりて日ごとに一束其の女の家のかどの程にたつるを、あはむと思ふ男のたつる木をば程なく取入れつれば、その後は木をばたてゞひとへにいひよりて親しくなりぬ。あはじとおもふをとこの立つる木をば、如何にも取入れねば、千束をかぎりにして三年たつるなり。それなほ取り入れねば思ひたえてのきぬ。この木を錦木といへることは、こまほこのさをのやうにまだらに彩りて立つればいふなりと、とくしりたりとおぼしき人は申せど、

によるのであろう。但し、〈全注闘〉によれば、「時政の妻とすると世代が合わないので、或は助親の父祐家の娘（助親姉妹）ではあるまいか。伊豆の領主間の婚姻としては妥当であり、後の曾我兄弟と時政の関係を説明するためには適当である」（上―一四三頁）とするが、系図の付記の信憑性を含めて問題がないわけではない。○而るに國中

第一の美女と云々 三女が美女であったとするのは『曾我物語』同。但し、〈闘〉の場合、この「美女」が三女か四女か明らかではない。

また、この後の独自異文にも、「伊東の三女は十六歳、國中第一の美女なり」と、重複する形で記す。福田晃は、こうした混乱は、この辺りに佐々木家側から出た物語の混入があるためかとする（一一一―一二二頁）。この後の注解「定綱は苟くも宇多天皇の後胤、近江源氏の最中なり」参照。一方、〈延・盛〉は、前項の引用部に続けて、「兵衛佐忍ツ、通ケル程ニ」（〈延〉巻四―一三八ウ）とする。○娉り通はんと欲ふは如何有るべきや 以下、「國中第一の美女なり」まで、〈闘〉の独自異文。「娉（めとる）」とは、妻として迎え取ることだが、ここは、頼朝が三女のもとに通う婿取婚の形で記す。○伊東の次郎は當時大番役と為て上洛の跡なり 〈延・盛〉では、祐親が伊東に戻った折に、「助親法師、大番ハテ、国ニ下ケル折節」（〈延〉巻一―一三八ウ）と記す。○境柄然るべしと雖も「境柄」は、折節の意。〈名義抄〉

「境 ヲリ」（法中六七）。妙本寺本『曾我物語』「嘯野毛瀬（ウツノセ）に蟲（ムシ）の聲、折柄（ウツカサ）殊（ト）に哀（アハレ）」（貴重古典籍叢刊四〇頁）。○君は流人にて貧窶世に無き御身なり 「貧窶」は貧しくやつれる様。『三国伝記』「乳母一人此（コノ）癡女（チカメ）、養育（ヤウイク）ケルニ、貧窶（ヒナシ）、無力（ムカシ）、孤独（コドク）、無（ナシ）使（シ）」（中世の文字、上―二八一頁）。○祐親は当国に於いては有徳威勢の者なり。請け

(四)

引き奉らん事不定なり。能々御計らひ有るべきか 助親のように、富裕で威勢ある者が、今回の頼朝の申し出に對して承諾するとは考えがたいのではないかとの発言に對し、〈全注闘〉は、「関東の在地小領主の出自であった盛長と、宇多源氏の流れを引く定綱の対比は、事実ではなくともよくできている」（上―一四三頁）と評する。○何に藤

九郎殿、御辺は三条の関白謙徳公の御末と聞く 謙徳公は、藤原伊尹。〈尊卑〉（一―五一頁）。父は右大臣師輔。「三条の関白」は誤りで、「一条撰政」が正しい。また、〈尊卑〉によれば、盛長の祖は、藤原房前

の五男魚名であり、伊尹ではない。○定綱は苟くも宇多天皇の後胤、近江源氏の最中なり 盛長は、関白伊尹の御末、また定綱は、宇多天

皇の後胤、家臣である我々ですらこのように血筋尊い一族であることを確認し、伊東祐親ごときに全く遠慮する必要のないことを主張する。定綱が、盛長や自らの家を言挙げするのはこうした理由があるためであろう。渥美かをるは、「この時定綱が関係のない自らの家の先祖を得意げに語ることが注目される。佐々木家側から出た物語の混入が予測されるのである」（一―三一頁）と評する。果たして「佐々木家側から出た物語」と言う想定が当たっているのか判断に迷うが、この後、〈延・盛〉や曾我物語では、盛長と共に記されるのが定綱ではなく野

三刑部承成綱（盛綱）であることからすれば、〈闘〉編者が、「小野成綱（盛綱）の仕事は佐々木定綱にとり替えた」（〈全注闘〉上―一四一頁）と見ることもできよう。その事情について、福田豊彦は、成綱は横山党小野氏の出であるが、子の盛綱は承久の乱で京方として没落、横山党も建保元年（一二二三）の和田の乱と弘安八年（一二八五）の霜月騒動によって壊滅的な打撃を受けていることから、十三世紀末

ものがある頼朝も、世間の様子を窺いながら年月を送っていたとする。

○伊東次郎祐親に娘四人有り之を聞く 祐親に娘が四人いたとする点、〈延・長〉や『曾我物語』も同様。但し、〈延・長〉は、「伊豆国住人伊東入道助親法師ハ、重代ノ家人ナリケレドモ、平家重恩ノ者ニテ、当国ニハ其勢ヒ人ニ勝レタリ。娘四人アリ」(〈延〉巻四一三三八才)とする。伊東氏は、〈尊卑〉(二―四九九頁)によれば、藤原氏南家乙磨流工藤氏の一族で、本流は伊豆国押領使などに任じて同国狩野庄を本拠とした狩野氏。十二世紀半ばにおいては狩野茂光が一国規模での軍事統率を行い得る国衛守護人の地位にあり、伊東氏は狩野氏の統率のもとに置かれた立場であったが、十二世紀末に至るとその立場は全く逆転した。伊東氏の勢力伸長は、平治の乱後、その所領久須美庄の領家に平重盛を仰いだことによると考えられる。伊豆国においては、平家と結ぶ伊東氏が内裏大番役の催促をはじめとする国内武士団の統率権を在庁の狩野氏から篡奪し、在地支配においても周辺武士団を圧迫するといった状況が治承四年までの十年間に加速度をつけながら進行していったのではないかと考えられる(野口実②一六一頁、③二二四―二二五頁)。なお、〈延・盛〉に、祐親は「重代ノ家人ナリケレドモ」とあるが、伊豆は長い間源頼政の知行国であった。また、〈盛〉(二―四五二頁)によれば、茂光の一族の工(公)藤四郎・五郎兄弟は、伊豆守仲綱の郎等であった(野口実①二〇一頁)。そうした源氏との関係を言うのであろう。○嫡女は三浦介義澄の妻女 義澄の妻となったとする点、『曾我物語』同、〈延・盛〉義連、『吾妻鏡』「祐親法師曾三浦次郎義澄」(治承四年十月十九日)によれば、義澄が正しい(〈延全注釈〉巻四一―六八五頁)。三浦氏と伊東氏との婚姻は、

三浦氏がその水軍力拡張のために、三浦半島対岸諸国の武士団とも緊密な関係を結んでいたことと関わり(野口実④)。義澄は義明の子、

『三浦系図』(続群書六上―一三頁)によれば、大治二年(一一二七)生―正治二年(一二〇〇)没、七十四歳。義澄は、その名から察すると、上総常澄(広常の父)の烏帽子子かと考えられ、父義明の討死後は三浦氏族長の地位を継承した。当時の族的結合の根本は親の教令権にあったから、弟の佐原義連や甥の和田義盛らは、独立した御家人として、それぞれ幕府内において有力な地位を築いていた(野口実⑤五二頁)。なお、義連の生没年は不明だが、山崎正は、保元元年(一一五六)生、承元元年(一二〇七)没の可能性を推測する。

○二女は土肥弥太(大)郎遠平の妻女 〈延・盛〉『曾我物語』同。遠平は、土肥次郎実平の子(〈尊卑〉4―一二三頁)。妙本寺本『曾我物語』によれば、祐親の嫡子河津三郎助通の烏帽子親は実平であった(貴重古典籍叢刊本一九頁)。また、同本によれば、祐親の娘は初め工藤一藤祐経に嫁いでいたが、所領争いの紛糾により、遠平と再婚することになったとする(同一四頁)。なお、高尾一彦によれば、土肥氏は、のち瀬戸内海の水軍として名を馳せた小早川氏の祖であり、実平は遠平と共に、水軍の指揮能力を持っていたという(四四頁)。○三四「第三ノ女、未ダ男モ無リケレバ」(〈延〉巻四―一三八ウ)。四の女については、未詳。「傍家」の用例未詳。他家の意であろう。なお、北条時政の最初の妻は「伊東入道の娘」(河合正治八四頁)、北条義時の母は「伊東入道女」(三山進、一二三頁。他に『平安時代史事典』「平義時」項。執筆者福田豊彦)との指摘があるが、『前田家本平氏系図』

朝の側近となっていたことになる。また、『吾妻鏡』によれば、盛長は、常に鎌倉にあり頼朝身辺の雑事を預かっていたらしい、また、盛長自身は安達（足立）氏を称していなかった可能性が高いという。また、多無官であった可能性も高いという（須藤聡四四〇～四七頁）。但し、多賀宗隼によれば、盛長は治承四年の頼朝挙兵の直前まで京都で勤務し、同時に絶えず関東にも下り、乃至は緊密な連絡を取りつつ京の勤務に励んでいたとも考えられるという。また、盛長は京都の官人として長い経歴を持ち、後白河院の側近にも擬せられるかとする（三四～三五頁）。依然謎とする部分は多い。次に佐々木太郎定綱は、佐々木秀義の子。この後に見るように、佐々木氏は宇多源氏の後胤。母は、『平井系図』によれば、渋谷莊司重国女（続群書五下―三七六頁）。『吾妻鏡』治承四年（一一八〇）八月九日条によれば、平治の乱の折義朝に従って敗れた秀義は、子供を率いて奥州の秀衡（秀義の姨母の夫）のもとに身を寄せようとしたが、途中に立ち寄った相模の渋谷重国のもとに以後二十年間過ごすこととなった。その間、子の定綱や盛綱等は頼朝に祇候したとする。また、『野田文書』に見る「□奉公初日記」によれば、秀義と渋谷氏との関係も、平治の乱以前に生じていたと見られ、その点は、『吾妻鏡』弘長元年（一二六一）五月十三日条と符合する（野口実①一九一～一九三頁）。なお、〈延・長〉では、大庭景親から頼朝追討の報を聞いた秀義は、伊豆の頼朝に知らせるために、下野の宇都宮にいた定綱を呼び寄せ、挙兵を急ぐか、そうでなければ盛長を供として奥州へ急ぐことを伝えさせたとする。山本隆志によれば、佐々木秀義は、奥州と関東の情勢を把握するため、子息の定綱を宇都宮に置いていた。定綱は奥州との往反を繰り返していたと考えら

れ、奥州への退去に際しても役立つ男であった（六一頁）。○頼朝十三の時、平治元年十二月廿八日、当国〈伊豆国〉に左遷せられてより以来、平治の乱があったのは、平治元年（一一五九）十二月二十六日、頼朝十三歳の時。〈闘〉が記す十二月二十八日は、乱により、頼朝が解官された日。流罪となったのは、永暦元年（一一六〇）三月十一日。〈補任〉「同（平治元年）任右兵衛権佐。同廿八日解官。永暦元三十配流伊豆国」（一―五二〇頁）。「左遷」は、「官位を下げる」こと。また、官位を下げて流罪に処すること（『時代別国語大辞典 室町時代編』。黒本本『節用集』「左遷〈流人迂同〉」（改訂新版古本節用集〈六種〉研究〈並びに〉総合索引 一五七五）。〈四〉「件頼朝去、永暦元年被左遷伊豆国」（卷六―二六三右）。○縁友も無くて徒然なれば「縁友」を「ゆかり」と読む訓例未詳。〈闘〉は、卷八上でも、「徒然の間」（七ウ）と音読符を付す、いずれも「とぜん」と読むであろう。『色葉字類抄』「徒然〈无為分閑詞 トセン〉」（上―四九ウ6）。〈覚〉「大納言、『神妙に参つたり。余に何とやらん心ばそつて、徒然なるに』とぞ仰られける」（新大系上―二六八頁）。なお、〈延・盛〉は、伊豆に流されて以降の頼朝を次のように記す。〈延〉「武蔵・相模・伊豆・駿河ノ武士共、多ハ頼朝ガ父祖重恩ノ輩也。其好ミ忽ニ可忘ナラネバ、当時平家ノ恩顧ノ者ノ外、頼朝ニ心ヲカヨハシテ、軍ヲ発サバ命ヲ可否之由シメヌ者、其数有ケレバ、頼朝モ又心ニ深く思キザス事有テ、世ノアリサマヲ何ヒテゾ年月ヲ送ケル」（卷四―一三七ウ―一三八オ）。頼朝が配流された伊豆ばかりでなく、武蔵・相模・駿河の父祖重恩の武士達は、昔の誼を忘れず、頼朝に何か事があつた場合、命を捨てる覚悟の者達が大量いたため、心に深く秘める

郎に討させたという記事に続ける。そして、真名本・流布本のいずれも、頼朝の天下平定の折には、左右の翼として並び立つはずの伊東と北条の中、北条の末は栄え、伊東の末は絶え果てることになったその由来を探るために、頼朝伊豆流離説話を記す（早川厚一）。○遠山に霽響きて、雁北に帰る。中林に花開きて、鶯客を呼ばふ。詩句の一節のようだが、典拠は未詳。前半の句は、次に引く〈延〉の傍線部に近い。〈延〉「先年入道熊野参詣ノ有ケルニ、比ハ二月廿日余ノ事ナレバ、遠山ニ霞タナビキテ、越路ニ帰ル雁金、雲居遙カニ音信レ、細谷河ノ水ノ色、藍ヨリモ猶緑ニシテ、マバラナル板屋ニ苔ムシテ、カウサビタル里アリ。ナニトナク心スミケレバ」(巻四一一二一オ)。「春霞」に「帰る雁」の取り合わせは、多くに見られる。『古今和歌集』「帰雁を、読める 伊勢 はるがすみたつを見ずててゆくかりは花なき里に住みやならへる」(新大系二七頁)。〈鬪〉は三月の光景として描くのに対し、〈延〉は二月二十日余りの光景として描く。『名語記』は「帰る雁・霞」は二月のこととする。「帰鷹ハ二月ナドニバカリヲノク胡国ヘカヘリユク也」(勉誠社二二八五頁)、「霞ハカスミソラケミノ反ハキサラギ也」(同二二八六頁)。これに対して、三月の光景として描く場面は〈延〉にもある。〈延〉「弥生ノ十日余ノ事ナレバ、霞ニクモル有明ノ月ノ光モ朧ニ、雲路ヲ指テ帰雁ノ遠ザカリ行声々モ、折カラ殊ニ哀也」(巻四一一〇ウ)。また、『能因歌枕広本』は、「帰雁」を三月の景とする(日本歌学大系一一〇二頁)。一方、後半の句の内、「鶯客を呼ばふ」は、『和漢朗詠集』の「台頭有酒鶯呼客」(台頭に酒有りて鶯客を呼ばふ)として見える。「台のほとりに酒の設けがあった、鶯が客を招き寄せようとはかりに呼んでいる」(旧大系八四頁)

の意。出典は、『白氏文集』巻三十四。「中林」は、林の中の意。○打ち思はれてぞ物哀れる。この一文からすれば、先の詩句の二節は、流人生活を送る頼朝の、寂しく物思いにふける様を言うのであろう。これに対して、前項で類似本文として引用した〈延〉の場合は、この後、清盛と登蓮との連句の語に接続するように、「ナニトナク心ス」む光景(前項引用の波線部)として記すのであろう。一方、真名本『曾我物語』では、四季の推移の描写の中に、流人頼朝の愁いの思いを描く。眞野須美子は、季節の情趣に頼朝の嘆きを重ね合わせた趣向を持つ説話を想定し、〈鬪〉や真名本『曾我物語』はそれをもとにして作られた可能性を指摘する(六二二―六三三頁)。○流人右兵衛佐頼朝、藤九郎盛長・佐々木太郎定綱を召して言ひけるは 頼朝が盛長や定綱に、伊東三女の件を相談するのは、〈鬪〉独自の趣向。先ず、藤九郎盛長は、〈尊卑〉によれば、保延元年(一一三五)の生まれで正治二年(一一〇〇)没。藤原魚名流相継の子孫、小野田兼盛の子、子には景盛・時長・女子(源範頼室)がいる。足立遠元とは同族で伯父・甥の關係(一一二八五―二八八頁)、「尊卑」の傍注には問題があるものの、兼盛以後の系譜には信頼性があるという(金沢正大一四―一七頁)。永暦元年(一一六〇)に伊豆に流された頼朝を、武蔵国比企郡を請所として夫婦部允と共に下向して世話をしたのが比企尼(『吾妻鏡』寿永元年(一一八二)十月十七日条)。盛長はその比企尼の娘丹後内侍と結婚。丹後内侍は二条天皇に仕え、その縁で盛長・景盛父子は京都に関わるようになったとされる。〈尊卑〉(3―四三八頁)によれば、仁安元年(一一六六)十月十七日佐々木盛綱が頼朝の前で盛長に加冠されたとする。これが事実であれば盛長はかなり早くから伊豆国で頼

【注解】○然る程に、同じき年の弥生の比にも成りければ…… 九話から十二話までの説話を、福田晃①の命名に倣い、「頼朝伊豆流離説話」と呼称する。頼朝伊豆流離説話を記すのは、〈闘〉の他、『平家物語』では〈延〉巻四―三十八「兵衛佐伊豆山ニ籠ル事」、〈盛〉巻十八「文覚頼朝勸進謀叛」が、『曾我物語』では、代表的な諸本を示せば、真字本の巻二から巻三にかけての一連の話が、流布本は巻二「頼朝、伊藤にをせし事」「若君の御事」「頼朝、伊東をいでたまふ事」「頼朝、北条へいでたまふ事」「時政が女の事」「兼隆尊にとる事」「盛長が夢見の事」「景信が夢あはせ事」が該当する。「佐々木太郎定綱を召して言ひけるは」までは、〈闘〉の独自異文。先ず、〈闘〉が本話の冒頭で「同じき年の弥生の比」とするのは、前話の八「高倉天皇の即位記事」に見る高倉天皇が即位した仁安三年（一一六八）三月の頃の話と、〈闘〉編者が見做したことによる。そのため、以下に続く話は、それに見合うように編年記事として緻密に組み立てられている。但し、服部幸造が指摘するように、この後に、「頼朝十三の時、平治元年十二月廿八日」とあることからすれば、仁安三年は、頼朝が二十二歳の時のこととなる。しかし、それでは、この後に記される頼朝と三女とが結婚した時の頼朝の年齢「兵衛佐は廿一」と矛盾することとなる。故に、服部幸造は、「同じき年の弥生の比」とは、仁安二年のこととして読むべきとする（一〇八～一〇九頁）。この後の注解「兵衛佐は廿一」参照。このように、以下に記される編年記事には、いくつかの問題が見られることも確かである。以下、当該注解部分で検証する。なお、他本の頼朝伊豆流離説話についても、その挿入位置について確認してみよう。先ず〈延〉。その前後の目次を示せば、次のようになる。

巻四 三十五 右兵衛佐謀叛発ス事
 三十六 燕丹之亡シ事
 三十七 大政入道院ノ御所ニ參給事
 三十八 兵衛佐伊豆山ニ籠ル事
 巻五 一 兵衛佐頼朝発謀叛^二由來事
 三十八話が、頼朝伊豆流離説話である。三十五話では、治承四年九月二日、東国から早馬が到着し、頼朝の拳兵が告げられる。それを聞いた清盛は、平治の乱の折の恩を忘れた忘恩者と頼朝をなじる。続いて、三十六話では、昔の恩を忘れて天の責めを蒙り滅びた燕丹の長大な話が引かれ、三十七話では、清盛が院参し、忘恩者頼朝の追討院宣を下すよう新院（高倉院）に申し入れたところ認められたとする。そして当該話を挟んで、巻五の一話では、平治の乱の折、伊豆に配流された二十一年、三十三歳となった頼朝が、なぜ拳兵したのか、その理由が記される。それによれば、詳細は当該の注解で明らかにするが、〈延〉の頼朝伊豆流離説話は、頼朝拳兵譚の前に、頼朝の「年来ノ宿意」を示す話として、周到に用意されていると考えられる。次に〈盛〉の場合、巻十八の冒頭話「文覚頼朝勸進謀叛」が該当する。但し、本話は、〈延〉の頼朝伊豆流離説話に、〈延〉の巻五の一「兵衛佐頼朝発謀叛^三由來事」が合体した形のもの。但し〈盛〉の場合は、〈延〉のように、頼朝の「年来ノ宿意」に触れることもなく、頼朝の拳兵時に与えられたという後白河院の院宣話等の文脈も削ぎ落とし、ひたすら次に続く文覚話に収束する形に組み立てられている。一方、『曾我物語』の場合は、真名本・流布本共に、頼朝伊豆流離説話の挿入位置は同じで、伊東祐親が息子河津助通の敵大見小藤太・八幡三郎を、子息の九

此子成^二十五^一時相^一具^一伊東北条^一打^レ先陣^一指^レ廻^一定綱盛^一長^一招^レ東国勢^一頼朝馳^一上都^一欲^レ打^レ父敵清盛^一乍言^一二所権現三高明神御宝殿秘^レ被^レケル納願書^一

【釈文】

〔九〕右兵衛佐頼朝、伊東の三女に嫁する事

然る程に、同じき年の弥生の比にも成りければ、「遠山に霞登きて、雁北に帰る。中林に花開きて、鶯客を呼ばふ」と打ち思はれてぞ物哀れなる。

流人右兵衛佐頼朝、藤九郎盛長・佐々木太郎定綱を召して言ひけるは、「頼朝十三の時、平治元年十二月廿八日、当国〔伊豆国〕に左遷せられてより以来、縁友も無くて徒然なれば、伊東次郎祐親に娘四人有りと之を聞く。嫡女は三浦介義澄の妻女、二女は土肥弥太〔大〕郎遠平の妻女、三四は未だ傍家を見ず、養ひて深窓に有りと聞く。而るに國中第一の美女と云々。婿通はんと欲ふは如何有るべきや」。盛長申しけるは、「伊東の次郎は当時大番役と為て上洛の跡なり。境柄然るべしと雖も、君は流人にて貧窶世に無き御身なり。祐親は当国に於いては有徳威勢の者なり。請け引き奉らん事不定なり。能々御計らひ有るべきか」。定綱申しけるは、「何に藤九郎殿、御辺は三条の関白謙徳公の御末と聞く。定綱は苟も宇多天皇の後胤、近江源氏の最中なり。設ひ我等聲に成らんと所望すと雖も嫌はれじ。況や君は六孫王の苗裔、八幡殿四代の末葉、東国の奴原が為には重代の主なり。設ひ世に無き御身たりと雖も、争か仰せを軽んぜんや。然れば則ち、内々仰せられんに、若し用るずば、則ち我等此れを仰へて取るべし」と申しければ、頼朝此れを聞き、「定綱只今の俗姓の沙太、無益なり。計らふ所も荒蕪なり。和殿原と我が身とは時に依つて本秩なり。当時に於いては詮無し。只噉睡つて世を待つべし。然れば則ち、艶書を飛ばして心を懐るべし」と云ひながら、彼方の身親しき女に附けて度々此れを遣はすと雖も、敢へて以て之を用るず。頼朝猶思ひも止まず、心尽くしに成りにければ、人知れず又覺し食しける様は、「昔、業平の中將、二条の後に心を通はして、何度か思ひ勞ひし。加之、『百夜の榻の端端、千束生ふる錦木』と云ふ事有り。是れ先蹤無きにしも非ず。頼朝も争か黙すべき」とて、艶書の数も重なる間、岩木ならねば靡きにけり。兵衛佐は廿一、左馬頭の三男、容顔如勇き男なり。伊東の三女は十六歳、國中第一の美女なり。互ひに契つて月日を経、一人の男子を生み得たり。容顔美麗にして、潘岳・玉山に相ひ同じ。形貌端正にして、上界の天童に異ならず。

然る間、頼朝思はれるは、「我当国に流罪せられて、田舎の塵に交はると雖も、此の子を設けたることは悦びなり」とて、千鶴と名づけられけり。頼朝言ひけるは、「此の子十五に成らん時、伊東・北条を相ひ具して先陣に打たせ、定綱・盛長を指し廻らし、東国の勢を招き、頼朝都に馳せ上つて、父の敵清盛を打たんと欲ふ」と言ひながら、二所権現・三高明神の御宝殿に秘かに願書をぞ納められける。

【校異・訓読】 1「之」は不読文字の可能性もある。2欄外に「婿」。左訓「メトリ」。左訓を採用した。3「儻（境）柄」。境柄が良い。4「心」補入。5「點」は、「黙」の誤写と解した。

* 栗山圭子「二人の国母―建春門院滋子と建礼門院徳子」（文学隔月刊三一四、二〇〇二・七）

* 五味文彦①『平清盛』（吉川弘文館一九九九・1）

* 五味文彦②『平家物語、史と説話』（平凡社一九八七・11）

* 佐伯真一「延慶本『平家物語』の〈編集錯誤〉について―第一本・三院崩御記事を中心に―」（『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5）

* 佐伯智広「二条親政の成立」（日本史研究五〇五、二〇〇四・9）

* 高橋昌明『平家の群像 物語から史実へ』（岩波書店二〇〇九・10）

* 宮崎莊平「建春門院平滋子とその周辺」（藤女子大学・藤女子短期大学紀要二二、一九七四・12。『平安女流日記文学の研究統編』笠間書院

一九八〇・10再録。引用は後者による）

* 元木泰雄「平重盛論」（臈谷寿・山中章編『平安京とその時代』思文閣出版二〇一〇・1）

* 山内益次郎『今鏡の周辺』（和泉書院一九九三・2）

【原文】

九 右兵衛佐頼朝嫁伊東之三女事

然程同年成^レ彌生比遠山霞聳雁婦北^〇中林花開鶯呼客^〇被打思^〇物哀ナル流人右兵衛佐頼朝召^下藤九郎盛長佐々木太郎定綱言^ハ

頼朝十三時平治元年十二月廿八日自被左遷当^レ国^ニ伊豆国^ニ以来無^レ縁^友徒然^ハ有^下伊東次郎祐親娘四人^上聞^〇之^〇嫡女者三浦介義澄之妻

一女二女者土肥弥太郎遠平之妻女三四未見傍家養有^ト深窓^ニ聞^〇而^〇国中第一美女云云欲^レ娉^レ欄外に「娉」^ハ左訓「メトリ」通^〇可有^〇

如何^〇哉盛長申^ハ伊東次郎當時為^レ大番役^〇上洛跡也^〇儂^境柄雖可然^〇君者流人貧窶無世^〇御身也祐親於^レ当^レ国^ニ者有^レ德威勢者也奉請

引^キ事不定^能々々可有御計^〇歎定綱申^ハ何藤九郎殿御辺者聞^三条関白謙徳公御末^定綱者苟^宇多^天皇^後胤近江源氏最^中也設^モ我等

成^レ聳雖^モ所望^〇不被嫌^〇况^レ君者六孫王苗裔八幡殿四代末葉為^二東国奴原者重代主也設^モ雖^下無世^〇為^中御身^上争^カ輕^レ仰^平然則内々被

仰^〇若不^ス用則我^等抑此^〇可^ト取^申頼朝聞此^〇定綱只^今俗姓沙汰無益也所^モ計^〇荒義也和殿原^ト与^レ我身^〇依時^ニ本秩^ナ於^レ当^レ時^ニ者

無詮^〇只^ハ敵^ト匪^ト可^ト待^テ然則飛^シ艶書^可心^〇懷^云云^〇附^レ彼^方身親女^〇雖^レ度々遣此^〇敢^レ以^レ不用^之頼朝猶^不思^モ止^〇成^レ心^尽不知人^〇

又^覺食^様昔業^平中^將二条后通^心何度思^カ思^カ加^之有^ト百夜^ノ榻端牆生^三千束^〇錦木^ト云^事非^是無^先蹤^〇頼朝^争可^ト止^二艶書^ノ数^モ

重間不^岩木^靡兵衛佐^{廿一}左馬頭^ノ三男容顏如^勇男也伊東三女^ハ十六歲國中第一美女也互^契経^月日^〇生^得タリ一人^ノ男子^容顏^美麗^相

下^同潘岳玉^山形^貌端正^不異^上界^天童^然問^頼朝^被思^〇我被^テ流^罪当^レ国^ニ雖^レ交^田舎^塵設^此子^ヲ悦^也被^レ名^千鶴^〇頼朝言^ハ

建春門院と時忠との関係については、本全釈の注解「平大納言時忠卿」(六一二頁)参照。○相国の君達、二位殿の腹は、当今の御従父子たる間、最見き事共なり(四・延・長・盛)同。但し、「御従父子」を、(延・御イトコ)(卷一五三ウ)、(長)「従父兄弟」(一五八頁)とし、(盛)は「御外戚」(一一二三頁)とする。(名義抄)「従父兄弟 イトコ」(仏下末二八)。(南・屋・覚・中)は当該記事を欠く。時子腹の宗盛は、建春門院が女御の時は家司として、建春門院になってからは院司として仕えた。さらに宗盛の妻は滋子と同母の妹清子である。清子は憲仁の乳母として宮中に入り、親王が即位した年、高級女官の典侍の官に就いた(高橋昌明六八〜六九頁)。一方、重盛の妻経子(成親の妹)も、高倉立太子の際に東宮の乳母として従五位に叙せられたが、高倉天皇即位に伴う女官除目では典侍四人の中に含まれていなかった。こうした経緯から見ても、重盛一家にとって、高倉天皇表現という時期は、不安な影をどこかに宿すものであった(日下力②四五〇〜四五二頁)。このように、滋子・時子の縁者が権威を増大させ、重盛や重盛の縁者でもある成親を初めとする院近臣たちを圧迫していく状況が生じてきた。また、八条院・六条天皇派として高倉即位に反発した頼盛は、知

【引用研究文献】

- * 井原今朝男「中世の天皇・摂関・院」(史学雑誌一〇〇—八、一九九一・8。『日本中世の国政と家政』校倉書房一九九五・4再録。引用は後者による)
- * 上横手雅敬「平氏政権の諸段階」(『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館一九八九・4)
- * 日下力①『平家物語』原作者の構想力―物語世界への導入(国文学研究一〇二、一九九〇・10。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による)
- * 日下力②『平家物語』の一問題―清盛の次男基盛の消去をめぐる、『保元』『平治』との間(あわい)を探りつつ―(国文学研究七三、一九八一・3。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

行国尾張を成親に奪われる形となり、不満も鬱屈することとなった(元木泰雄二四二〜二四三頁)。高倉天皇即位による時子腹の栄花を記す当該句は、そこからはじかれた影の部分(重盛や成親を初めとする院近臣、頼盛等)をもあぶり出すことになっているのである。なお、「最見」の訓例未詳。○平大納言時忠卿は女院の御妹、主上の御外戚、内外に付け執権たる間…… 憲仁立太子以降、時忠の栄達はめざましかった。高倉即位を目前にして、その外戚として重々しさを加える必要もあり、時忠が望む以上に、官位が加わってくるという状況であった。高倉即位後の時忠の昇進はさらにすさまじく、仁安三年(一二六八)七月三日、檢非違使別当兼右衛門督、八月四日正三位、同十日に権中納言となつている。このように天皇の直接の外戚たる時忠は、「内外に付けたる執権」と言っても良い地位に昇っていたが、藤氏が上卿を占め、平氏の公卿は時忠の他、清盛の子息重盛・宗盛、清盛の弟教盛だけというこの時点で、叙位除目が時忠の思いのままというのは誇張と云うほかない。平氏の栄華・全盛をおして果たした時忠の役割を総括的に捉えたものであろうと思われる(宮崎莊三四八〜三四九頁)。

の日は、安元二年（一一七六）七月十七日。『百練抄』「新院崩御（御年十三。号ニ六条院。二条院御子。童形）日来御院御所。而依病病」出御邦綱卿東山亭。於件所有此事」（十七日条）『顕広王記』「新院崩、年十二、未元服、東山邦綱卿堂有此事」（十七日条）。崩御時の年齢は、十三歳が正しい。『愚管抄』「サテ同年四歳ノ内ヲオロシマイラセテ、八歳ノ東宮（高倉院）ヲ位ニツケマイラセテケリ。コノ新院ヲバ六条院トゾ申ケル。ソレハ十三ニテ御元服ダニモナクテウセ給ニケリ」（旧大系二四二～二四三頁）。○仁安三年三月廿日、大極殿に於いて新帝（高倉院）御即位有り（四・盛・南・屋・覚・中）同。高倉天皇の受禪踐祚は、仁安三年二月十九日に閑院邸で、即位は三月二十日に大極殿で行われた。『帝王編年記』同（仁安）三年戊子三月廿日壬午、即位于大極殿」（新訂増補国史大系三四一頁）。〈延・長〉が当該箇所に記事を欠くのは、二月十九日の高倉天皇踐祚記事で、〈延〉「同年二月十九日、春宮（高倉院）八歳ニテ大極殿ニテ踐祚アリシカバ」（巻一一五三オ）や、〈長〉「同三年二月十九日、東宮高倉院、八歳にて大極殿にて御即位ありしかば」（一―五五頁）と、いうように、踐祚記事と即位記事とを混乱させた記事を見せていることと関わり。〈盛全釈〉（八一―二頁）参照。○此の君の即位し給ひし御事は、弥平家の栄花とぞ見え（へ）し（四・延・長・盛・南・屋・覚・中）同。高倉天皇の即位は、『平家物語』が記すように、必ずしも「弥平家の栄花とぞ見えし」と言いうるものではなかった。注解「仁安元年（丁亥）二月十九日、東宮（高倉天王）御踐（賤）祚有りしかば」参照。但し、清盛の病の件を記す『愚管抄』も、取り立てて高倉天皇即位の背景として記すことはない。『愚管抄』「世ノ政ハミナ院ノ

御サタニナシテ、建春門院ハソノ時小弁殿トテ候ケル、時信ガムスメ、清盛ガ妻ノ弟ナリケレバ、コレトニトリナシテ、後白河院ノ皇子小弁殿ウミマイラセテモチタリケルヲ、ヤガテ東三條ニワタシマイラセテ、仁安二年（仁安元年）が正しい）十月十日東宮ニタテマイラセテケリ。清盛ハ同三年二月十一日、病ニ沈ミテ、出家シテ後ヤミニケリ」（旧大系二四二頁）。むしろ『愚管抄』で強調されることは、建春門院は、憲仁の立太子実現のために、清盛と力を合わせたということである。なお、当該句は、平家の栄花の全面的な称賛かのように読めるが、果たしてそうであろうか。例えば、「吾身栄花」の末に記される「保元ニ為義切ラレ、平治ニ義朝誅テ後ハ、末々ノ源氏少々アリシカドモ、或ハ誅レテ、今ハ平家ノ一類ノミ繁昌シテ、頭ヲサシ出ス者ナシ。何ナラム末ノ代マデモ何事カアルベキト、目出ゾ見エシ」（〈延〉巻一「八人ノ娘達之事」三〇ウ～三一オ）なども、一見全面的な言祝ぎかのように読めるが、逆に平家の滅亡を予告する暗示性をも読めるとする見解があるように（本全釈八一―三頁参照）、当該句においても、この後検証するように、同様の読みが可能と考える。○国母建春門院と申すは平家の一門にて有る上……徳子の入内を積極的に進めたのは建春門院であったし、前項に見るように憲仁の立太子実現に奔走したのも建春門院であった。また、以仁王が籠居せざるを得なかったのも、建春門院が以仁王を警戒したためともされ、実際、以仁王が元服した翌年の永万二年（一一六六）四月六日には、宮の叔父（高倉三位の兄弟）公光が解官されている（五味文彦②六八―七二頁）。なお、建春門院は後白河院政に積極的に参画し、後白河不在時には、代行機能を果たす存在であったとされる（栗山圭子一四九―一五四頁）。また、

ては、諸本次のように記す。〈四〉「六条の院受^{ササド}御讓^{ユツリ}、僅^{ユヅリ}三年同年。二月十九日東宮有^シかは踐^{セツ}祚^ソ」(卷一―二八右)、〈延〉「六条院御讓ヲ受サセ給タリシカドモ、僅^{ユヅリ}三年ニテ、同年二月十九日、春宮^{高倉院}八歳ニテ大極殿ニテ踐祚アリシカバ」(卷一―五三オ)、〈長〉「同年二月十九日、東宮高倉院、八歳にて大極殿にて御即位ありしかば」(一―五五頁)、〈盛〉「僅^{ユヅリ}三年ニテ、同年二月十九日、春宮踐祚有シカバ」(一―二二三頁)、〈南・屋・覚〉「主上は二歳にて御禪をうけさせ給ひ、纔に五歳と申二月十九日、東宮踐祚ありしかば」(〈覺〉上―三七頁)、〈中〉「主上御とし二さいにて御ゆづりをうけさせ給ひ、わづかに五さいと申し、仁安三年二月十九日に、とうぐうせんそありしかば」(上―三八頁)。〈四・延〉の「同年」は、色々と問題を含む。日下力①は、〈延〉の「同年」は、「同三年」の誤写と解するのが妥当かとする(三〇五頁)。あるいは、〈鬩・盛〉が、高倉天皇即位を仁安二年(鬩)の場合、「丁亥」の表記を正しいとした場合)のこととするように、〈四・延〉も、六条天皇踐祚の年永万元年(一一六五)から、足掛け三年の仁安二年(一一六七)のことと解していた可能性もあるのではなからうか。と考えれば、「同年」は「同二年」の誤写から生じたとも考えられる。その場合、高倉天皇の踐祚から即位まで、一年余経過することとなる。この後の注解「仁安三年三月廿日、大極殿にて新帝^{高倉院}御即位有り」参照。なお、高倉天皇の即位の背景には、高倉天皇踐祚の行われた八日前にあった清盛の出家が関わっていた。仁安三年二月初めに清盛は寸白を煩い、八日には重体に陥り、十一日に出家している。この時の清盛の容態はかなり深刻であったようで、『玉葉』の十七日条によれば、清盛が死んだ場合、天下の擾乱が予測

され、そのためにも後白河が寵愛する建春門院所生の高倉の即位が必要とされたためかと考えられている(宮崎莊平三一八―三一九頁、日下力①三〇四―三〇七頁、五味文彦①一九〇―一九二頁)。○六条院四歳にて御位を退き、新院と号せられ御す 諸本はいずれも六条天皇の退位の件を記すが、〈四〉は退位した際の年齢を不記、〈延・長・盛・南・屋・覚・中〉「五歳」。〈鬩〉が「四歳」とするのは、高倉天皇踐祚の年を仁安二年と解することに関わろう。前項参照。退位の年齢を四歳とする点、次次項に引用する『愚管抄』参照。○漢家・本朝にも此れを童帝の始めなるらんと、珍重しき事共なり このままで、六条天皇が童帝の初例かのように受け取れる。しかし、童帝については、二条院崩御記事で、既に清和天皇が九歳で即位して以降の例が引かれるように、ここは、「未夕御元服ナクテ、御童形ニテ、太上天皇ノ尊号アリキ。漢家、本朝、是ゾ始ナルラムト、メヅラシカリシ事也」(〈延〉卷一―五三ウ)のように、童形のまま太上天皇となった初例として記すのが良い。なお、「珍重」を「めづらし」と読む訓例未詳。〈四〉・妙本寺本『曾我物語』では、「やさし」と読む。○然りと雖も遂に安元二年七月十八日、御年十三にて隠れ給ひぬ 六条院崩御記事を記すのは、他に〈四・延・長・盛〉。没年月日を〈四・盛〉は、「安元二年七月廿八日」(〈四〉二八右―二八左)。〈延・長〉は、安元二年七月二十七日のこととして、安元二年に続いた三つの崩御高松女院(六月十二日)、建春門院(七月八日)、六条院の三院崩御記事を「願立」の後、「御輿振」の前に記す。本来は、三院崩御の記事を続けて記し、さらに〈延〉のように「三十五 平家意二任テ振舞事」に続く形が古態と考えられる(佐伯真一、一九―三三頁)。六条院崩御

は御叔父にあたって六歳、主上（六条天皇）は御甥で三歳であるとす
る。○昭穆未だ相ひ叶はず 前項に見るように、今回の立太子は長
幼の順に悖るものであるとする。〈延長・盛〉は、この後に、「物騒」
〈延〉巻一（五三オ）とし、この後の世の混乱を予測させる。但し、

そうした批判的言辭は、『兵範記』『玉葉』『愚管抄』には見られない。
『平家物語』がこの後記すように、そうした先例があることにもよる

か。○寛和二年（丙戌）六月廿一日、一条院（諱を懷仁と云ふ）七
歳の御時、大極殿に於いて御即位有り「寛和二年」、〈關・南・屋・
覚・中〉同。〈四〉「寛弘二年」（二八右）、〈延〉「寛仁三（二イ）年」
（五三オ）、〈長〉「寛仁二年」（五五頁）。但し、月日記載はなし。寛和

二年（九八六）六月二十三日が正しい。一条天皇の即位は、即位前日
の二十二日の夜に、花山天皇が宮中を脱出、元慶寺で出家したため急
遽実現したものであった。『日本紀略』「寛和二年六月廿三日庚申。華
山天皇偷出禁中」。奉「劍璽於新皇」（年七）。外祖右大臣參入。令固

禁内「警備」。翌日。行「先帝讓位之礼」。右大臣藤原朝臣撰行万機」
（国史大系一五九頁）。○三条院（諱を房貞と云ふ）十一歳の御時、
七月十六日、東宮に立ちたまふ、立太子のあった寛和二年（九八六）

七月十六日の日付を記すのは、他に〈盛〉『扶桑略記』「十六日。以

冷泉天皇

居貞（三条天皇）

超子

兼家

詮子

円融天皇

懷仁（一条天皇）

正しい。一条天皇と三条天皇

居貞親王立皇太子（冷泉
院二男也）。同日於外祖撰政
右大臣南院第一、皇太子元服。

年十一（国史大系本。寛和

二年七月）。房貞は、居貞が

は、掲出した系図に見るように、従兄弟の関係。十一歳で東宮となっ

た三条天皇は、その後二十五年間東宮として過ごし、一条天皇の死後、
三十六歳で即位した。しかし、在位五年で眼病により退位、翌年出家
した。三条天皇が、長い間東宮として過ごすこととなった事情を、『愚

管抄』は、冷泉天皇や円融天皇の誕生により即位を阻まれた広平親王
（村上天皇第一皇子）の外祖父元方大納言の悪霊によるとする（旧大
系一七七～一七八頁）。○六条院二歳にて、永万元年六月廿五日に

親王の宣旨を蒙らせ給ひ 皇子順仁（六条）が親王宣旨を受けたこと
をここに記すのは、〈關〉のみ。〈關〉を含めて、諸本は、二条院の崩
御記事に記している。故に〈關〉の場只、記事は重複することとなる。
〈關〉「六月廿五日俄被下親王宣旨即其夜奉讓御位」（一六オ）。

○御位を受け取り御坐して後、纔に三年をぞ治めたまひける 皇子
順仁（六条）に親王宣旨が下った永万元年（一一六五）六月二十五日
に、二条天皇の讓位があり、同年七月二十七日に六条天皇の即位が行
われた。『今鏡』「永万元年六月二十五日位につかせ給ふ。御年二つ。

世を保たせ給ふ事三年にやおはしますらむ」（全訳注上二五三頁）。
六条天皇の誕生から死去までの動向については、山内益次郎に詳しい
（六三～七五頁）。○仁安元年（丁亥）二月十九日、東宮（高倉天王）

御踐（賤）祚有りしかば 高倉天皇踐祚は、仁安三年（一一六八）二
月十九日閑院邸で行われた。六条天皇の在位期間は、約二年八ヶ月。

〈關〉の「仁安元年」は、仁安三年の誤りとなるが、「丁亥」の表記を
正しいとすれば、それは、仁安二年（一一六七）のこととなる。故に、

「元年」が「二年」の誤りとすれば、六条天皇即位から高倉天皇踐祚
まで、丁度足かけ三年経過したこととなり符合する。当該記事につい

に昇進しているが、これは、「二条の死と幼い六条天皇の存在が政治の不安をもたらし、社会に動揺をあたえたことから、朝廷の政治を支える意味があったため」(五味文彦①一七一頁)であった。死を直前にした二条院は、六月二十五日の譲位の日、「院の執事に重盛を選び、六条天皇の乳母に中宮亮の藤原邦綱を任じている。こうして二条は六条天皇の未来を平氏に託し」(五味文彦①一六八頁)て世を去った。この時、六条天皇を支えたのは、清盛の他、摂政藤原基実・左大臣藤原経宗・権大納言藤原実定等であった(佐伯智広五九頁)。しかし、こうした背景について、『平家物語』は一切記さない。この前後の『平家物語』の描き方を検証すれば、建春門院と清盛とが力を合わせ、憲仁の立太子実現のために尽力したと記す『愚管抄』の捉え方に近いと言えよう。『愚管抄』「世ノ政ハミナ院ノ御サタニナシテ、建春門院ハソノ時小弁殿トテ候ケル、時信ガムスメ、清盛ガ妻ノ弟ナリケレバ、コレト一ニトリナシテ、後白河院ノ皇子小弁殿ウミマイラセテモチタリケルヲ、ヤガテ東三條ニワタシマイラセテ、仁安二年(仁安元年)が正しい)十月十日東宮ニタテマイラセテケリ」(旧大系二四二頁)。○法皇、年来は打ち籠められて御坐しけるが、……(鬪)の場合、長年うち籠められていたのは後白河法皇と読めるが、他本では、『法皇』に対応する語がなく、親王宣下が下された親王(後の高倉天皇)のこととも読める。〈延〉「東ノ御方ノ御腹ノ法皇ノ御子、親王ノ宣旨蒙ラセ給。今年ハ五歳ニゾ成ラセ給ケル。年来ハ被打籠テ御坐ツルガ、今ハ万機ノ政ワク方ナク法皇聞食ケレバ、御慎ナシ」(卷一―五二ウ)。〈延〉の記事は、法皇の御子、つまり後の高倉天皇が、親王宣旨を五歳で受けたとする記事に続く。その前文との続き具合からす

れば、五歳となった親王を主語と解するのが穏当だろう。とすれば、〈鬪〉が、「法皇」と明記するのは、改変と考えられよう。○今は法皇の御計らひに任せ奉る事こそ御目出たけれ この時期、院は、天皇の勅旨がなくても宣旨を発行できたという(井原今朝男一六九頁)。故に、後白河院は、二条院亡き今、六条天皇の勅旨なくしても、親王宣下を下すことができたのである。こゝは、親王は、常は押し込められていらっしやうだが、二条院亡き今は、後白河法皇が総てを取り計らわれるため、今回親王宣下が実現したのは目出たことであるの意となる。○仁安元年(丙戌)、今年は既に大嘗会有るべき由聞こえければ、天下に其の営み有りけり(四・延・長・南・屋・中)同。(盛・覚)なし。前年は諒闇のため大嘗会は延引となった。大嘗会は、仁安元年(一一六六)十一月十五日に行われた。○同じき年十月七日、親王の宣旨を蒙り給ひし高倉院(諱を憲仁と云ふ)東三條にて春宮に立ちたまふ。前年十二月二十五日に親王宣下があった。仁安元年「十月七日」(四・延・盛)同、〈長〉「二月七日」(屋・覚・中)「十月八日」十月十日が正しい。「七日」は、「十日」の誤読乃至は誤写が原因か。『兵範記』「自夜降雨、有立太子事、太上天皇第二皇子憲仁、母故正五位下兵部権大輔平時信女、御年六歳、去年十二月為親王、今於東三條亭有其儀」(仁安元年十月十日条)。○春宮と申すは当帝の御子なり。是れを太子と号す。又御弟の儲けの君に備はり御坐すを太弟と申す。東宮とは、現在の帝の御子(太子)か、帝の弟君(太弟)を言うとする。○其れに是の春宮は御叔父六歳、主上は御甥三歳なり。東宮には、太子か太弟がなるべきという前の記事に続き、「其れに」、つまり、そうであるのに、今回の東宮(憲仁)後の高倉天皇)

を憲仁と云ふ。東三条にて、春宮に立ちたまふ。春宮と申すは当帝の御子なり。是れを太子と号す。又御弟の儲けの君に、備はり御坐すを太弟と申す。其れに是の春宮は御叔父六歳、主上は御甥三歳なり。昭穆未だ相ひ叶はず。但し、寛和二年（丙戌）六月廿一日、一条院（諱を懐仁と云ふ）七歳の御時、大極殿に於いて御即位有り。三条院（諱を房貞と云ふ）十一歳の御時、七月十八日、東宮に立ちたまふ。是れ又先例無きにも非ずとぞ申しける。

六条院二歳にて、永万元年六月廿五日に親王の宣旨を蒙らせ給ひ、御位を受け取り御坐して後、纔に三年をぞ治めたまひける。仁安元年（丁亥）二月十九日、東宮（高倉天王）御踐（賤）祚有りしかば、六条院四歳にて御位を退き、新院と号せられ御す。未だ御衣服も有らずと雖も、太（大）上天皇の尊号有り。漢家・本朝にも此れぞ童帝の始めなるらんと、珍重しき事共なり。然りと雖も遂に安元二年七月十八日、御年十三にて隠れ給ひぬ。

仁安三年三月廿日、大極殿に於いて新帝（高倉院）御即位有り。此の君の即位し給ひし御事は、弥平家の栄花とぞ見え（へ）し。国母建春門院と申すは平家の一門にて有る上、別に入道の北の方二位殿と申すは女院の御姉（婦）にて御坐しければ、相国の君達、二位殿の腹は、当今の御從父子たる間、最見き事共なり。平大納言時忠卿は女院の御妹、主上の、御外戚（歳）、内外に付け執権たる間、叙（劍）位除目偏に此の卿の沙太なり。然れば則ち、此の世には平閔白とぞ申しける。

【校異・訓読】 1底本「御禊・大嘗会」。2底本「法皇」。3底本「御坐」。4底本「立春宮」。5底本「備」。6底本「有」。7底本には音読符が付されているが、訓読符の誤りと考えた。8底本「御婦（姉）」。9底本「御外戚（戚）」。御外戚が良い。

【注解】 ○今年は天下諍闘たれば、御禊・大嘗会も無し 永万元年（一一六五）春の頃より病がちであった二条院は、夏以降に病はさらに重くなった。そのため六月二十五日に第二親王順仁（後の六条天皇）に譲位、七月二十七日に即位が行われた。翌日二十八日（闘）は、「二十一日」と誤る。二条院は死去。七月までに即位が行われた場合、その年の内に御禊とそれに続いて大嘗会が行われる予定であったが、この年は諍闘のため翌年に延期されることとなった。 ○同じき年十二月廿五日、建春門院の御腹の、法皇の第五の王子（高倉是れなり）に在ししが、親王の宣旨を蒙らせ給ひにけり 永万元年（一一六五）十二月二十五日、憲仁（後の高倉天皇）に親王宣旨が下された。（屋

「十一月廿四日」、〈覚「十二月廿四日」、〈中「十一月十二日」〉。四・闘・延・長・盛・南〉の「十二月二十五日」が正しい。『顯広王記』「院第三皇子被下親王宣旨、憲仁（母故兵部大輔平時信女、号東御方）、勅別当平大納言、於法住寺殿有此事」（永万元年十二月二十五日冬）。『愚管抄』「後白河第五子」（一一四頁）。憲仁の親王宣下が急がれたのは、九日前の十二月十六日に、以仁王の元服があったことによるとされる（上横手雅敬五一―八頁）。以仁王の大宮多子邸での元服の背景には、「憲仁（高倉天皇）への対抗馬として以仁王を皇位継承候補者として確保しようとする六条天皇支持勢力の意図があった」（佐伯智広六〇頁）と考えられる。清盛は、永万元年八月十七日に大納言

源平闘諍録全釈 (一一一) 卷一上⑪ (一八ウ2) (二〇ウ7)

早川厚一

【原文】

八 高倉天皇御即位事

今年天下為諒闇無御禊大嘗會同年十二月廿五日建春門院御腹在法皇第五王子(高倉是也)蒙親王宣旨給法皇年来者被打籠御坐今者奉任法皇御計事御日出仁安元年(丙戌)今年既有大嘗會之由聞天下有其宮同年十月七日蒙親王宣旨給高倉院(諱云憲仁)於東三条立春宮々々申者当帝御子是号太子又御弟備儲君御坐申太弟其是春宮御叔父六歲主上御甥三歲也昭穆未相叶但寛和二年(丙戌)六月廿一日一条院(諱云懷仁)七歲御時於大極殿有御即位三条院(諱云房貞)十一歲御時七月十六日立東宮是又非先例(一九)申六条院一歲永万年六月廿五日蒙親王宣旨給受取御位御坐後纔治仁安元年(丁亥)二月十九日東宮(高倉天王)有御賤祚六条院四歲退御位被号新院御坐雖未有御元服有大上天皇尊号漢家本朝此重帝始珍重事共也雖然遂安元二年七月十八日御年十三隱給仁安三年三月廿日於大極殿新帝(高倉院)有御即位此君即位給御事者弥見平家榮花申国母建春門院有平家一門之上位申入道北方二位殿者御坐女院(御婦)相国君達二位殿腹者為当今御從父子之間最見事共也平大納言時忠卿者女院御扶主上(戚)付内外為執權之間劍位除自偏此卿沙汰也然則此世申平閔白

【釈文】

八 高倉天皇御即位の事

今年(仁安元年三月廿日)は天下諒闇(りやうあん)たれば、御禊(ごけい)・大嘗会(おほなほ)も無し。同じき年十二月廿五日、建春門院の御腹の、法皇の第五の王子(高倉是れなり)に在ししが、親王の宣旨を蒙らせ給ひにけり。法皇、年来は打ち籠められて、御坐しけるが、今は法皇の御計らひに任せ奉る事こそ御日出たけれ。

仁安元年(丙戌)今年に既に大嘗会(おほなほ)有るべき由聞こえければ、天下に其の宮(みや)み有りけり。同じき年十月七日、親王の宣旨を蒙り給ひし高倉院(たかくらゐん)に諱